

令和7年3月26日

患者様各位

### 入院時食事療養費の変更について

令和7年4月に厚生労働省による入院時食事療養費改定が行われます。  
全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご了承をいただきますようお願い申し上げます。

以下の表に変更点を記載しておりますのでご参照下さい。

#### 【入院時食事療養費の標準負担額】 ※1食あたりの金額になります

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者	その他条件	標準負担額	
			改定前	改定後
一般	一般	下記以外	490円	510円
		指定難病	280円	300円
低所得者	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	—	110円	110円

療養病床に入院する65歳以上の患者様 (3E・3W・2S病棟の方)		その他条件	標準負担額	
			改定前	改定後
一般	①下記に該当なし	入院時生活療養（Ⅰ）	490円	510円
	②厚生労働大臣が定める者（重篤）	入院時生活療養（Ⅰ）	490円	510円
	③指定難病患者	—	280円	300円
低所得者Ⅱ	④下記に該当なし	—	230円	240円
	⑤厚生労働大臣が定める者（重篤）	過去1年間の入院期間が90日以内	230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円	190円
	⑥指定難病患者	過去1年間の入院期間が90日以内	230円	240円
過去1年間の入院期間が90日超		180円	190円	
低所得者Ⅰ	⑦下記に該当なし	—	140円	140円
	⑧厚生労働大臣が定める者（重篤）	—	110円	110円
	⑨指定難病患者	—	110円	110円
	⑩高齢福祉年金受給者			
⑪境界層該当患者				